

6.国籍回復

◎査証申請は本人が直接窓口にて申請すること。国籍回復のビザ申請は一回限りとなっています…三ヶ月以内ビザで入国

①旅券…残存有効期限 6 ヶ月以上

②旅券のコピー 2 通(A4)

③申請書 1 通([見本](#))…旅券上と同様の署名が必要

*[専用ウェブサイト](#)にて個人情報登録完了後、該当用紙(A4)を要印刷

未成年の申請者は、2 枚目下部の代理人欄に要保護者署名([未成年者 VISA 申請 父母同意書](#)) + 保護者の旅券コピーと親族関係が証明(3ヶ月以内発行)出来る書類(戸籍謄本など)

④カラー写真 2 枚…サイズ[横 3.5x 縦 4.5cm] / 6 ヶ月以内撮影/輪郭が鮮明なもの

※システム読取のため、左右反転、規格外は受理不可

⑤[国籍回復理由書](#) 1 份

⑥日本の戸籍謄本原本…発行 3 个月内/載有歸化前中文名及歸化日期

※原戸籍謄本可同時驗證, 惟本處轄區外發行之公文書, 因領務轄區規定無法認證。請參考 [文件證明綜合說明](#)

⑦日本の戸籍謄本コピー2部(A4)…ビザ申請時に認証も受け付けます

⑧台湾の戸籍謄本原本1部…発行から3か月以内のもの国籍喪失記録のあるものがが必要です。

⑨健康診断証明書 1 通…要[所定フォーム](#)([見本](#)を確認した上で、健診を受けてください)

診断 3 ヶ月以内 / 要病院フルネーム印 / 6 歳以下不要

※台湾で受ける場合：台湾行政院衛生署の指定病院

※日本で受ける場合：指定病院なし

⑩犯罪経歴証明書 1通・・・発行1年以内 / 開封厳禁 / 未成年者不要

※各都府県警察本部にて申請してください。

⑪現住所証明・・・原本要提示[住民票(3ヶ月以内発行のものに限る)・運転免許証の両面コピー] (いずれか1点)

⑫査証費用 (受理後のキャンセル・返金不可)

※未成年が申請する場合・・・上記⑧を除く全ての書類に加え、下記 a.b が要提出

a.保護者両名のパスポートのコピー 各1通(A4)

b.親権証明書・・・保護者が離婚している場合のみ

台湾入国後の国籍回復の手続きについては内政部までお問い合わせ下さい。

内政部戸政司国籍行政課 TEL 02-2356-5096 (台北)

※簡易版…[申請回復国籍及恢复户籍流程图](#)

※内政部版…[喪失中華民國国籍者申請回復国籍暨户籍登記流程图](#)